

新学習指導要領図画工作科における改訂の方向性に関する一考察

吹 氣 弘 高¹⁾ 倉 原 弘 子²⁾

A Study About the Aim of Art and Craft in the New Course of Study

Hiroataka Fuki¹⁾ Hiroko Kurahara²⁾

(2017年11月22日受理)

I はじめに

平成10(1998)年12月に告示された小学校学習指導要領(以下「指導要領」)は、平成14(2002)年から実施された学校週5日制のもとで、ゆとりのある教育活動を展開し、個性を生かす教育を充実させ、児童生徒に「生きる力」を育成することが重視された。ところが、次の平成20(2008)年3月に告示された現行の指導要領(以下「現行版」)では、前回の「ゆとり教育」路線が修正され、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成など確かな学力を確立することが重視され、知識・技能等の習得・活用・探求へとつなげる学習指導が強調されている。

そして、平成29(2017)年3月に告示された新指導要領(以下「改訂版」)の改訂の基本的な考え方については、平成29(2017)年6月の文部科学省ホームページに掲載された解説に、「知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること」と示され、現行版と授業時数を同じくし、学習過程での子どもの学びを大切にしたい図画工作の授業の質の向上を求めている。この改訂版の全面実施は、平成32(2020)年4月1日からであるが、移行措置として平成30年4月1日から平成32年3月31日の間の図画工作の指導に当たっては、その全部又は一部について、改訂後の指導要領の規定によることができると示されており、県教育委員会、指定都市教育委員会等が所管する学校及び教育機関に対して、改訂版の内容について十分周知を図るとともに、必要な指導等を行うよう求めている。

このような状況を受け、改訂版の目標、内容に準拠した図画工作の授業を先行実施する小学校がでてくること

も予想されるところであり、養成校では教員養成課程における平成30(2018)年度の教科の指導法等の授業において、改訂版の趣旨や意義、改善の具体的な方向と方法等について理解させ、その理解に基づいた現場での実践に繋げられるようにすることが喫緊の課題である。本稿では、はじめに昭和33(1958)年に告示された指導要領(以下「昭和33年版」)から現行版までの教科目標と内容の変遷の考察と、現行版と改訂版の教科目標、内容構成、表記の相違点などから、改訂版が目指す図画工作の方向性について考察する。

II 昭和33年版から現行版までの指導要領の目標と内容の変遷

第2次大戦後、GHQ(連合国軍最高司令官総司令部)によって指示され作成された昭和22(1947)年版の指導要領と昭和26(1951)年の指導要領は試案であり、文部省が教育課程を統括する権限を持って初めて告示として示されたのは、昭和33年版の指導要領(以下「昭和33年版」)からである。本稿で指導要領の目標、内容の変遷を考察するに当たっては、教育課程の基準として法的拘束力をもった昭和33年版からの指導要領を考察の対象とする。

1. 目標の変遷

1-1 目標の構成

昭和33年版から現行版までの目標の変遷を「表2 学習指導要領図画工作の目標の変遷」に示した。従前の試案では、一般目標と図画工作における具体目標という構成であったものが、告示として示された昭和33年版では、簡潔な5項目の目標と補説という構成で示され、補説で目標1が2以下の基底となっている。次の昭和43年版では、総括的な目標と具体的な目標の3項目とな

り、昭和52年版では、昭和43年版の総括的な目標1項目だけになり、具体的な目標は学年目標に統合されている。この昭和52年版から現行版までは、総括的な目標1項目という構成である。学年目標は、昭和33年版から昭和52年版までが学年毎に示されている。しかし、昭和52年版は、それまでの学年毎の形式をとりながら、1・2学年、3・4学年、5・6学年の3段階毎に共通の目標と部分的に異なる目標が設定されており、低・中・高のグループ化が見られる。このグループ化は、次の平成元年版で、1・2学年、3・4学年、5・6学年の2個学年共通の目標設定となり、現行版までこの構成は変えられていない。目標は簡潔な一文にまとめられ、学年目標も児童の造形活動等の発達の特徴を踏まえた2個学年毎の3段階に区分されている。

1-2 目標の文言

目標の変遷を改訂の趣旨に対応した文言に視点を当てて各指導要領について述べる。

昭和33年版は、目標1「造形的な欲求や興味を満足させ、情緒の安定を図る」が、目標2～5の「基底」であると示され、補説の「下学年では」や、「上学年に進むにつれて」など、系統性が重視されている。

昭和43年版においても、昭和33年版の系統性の重視は、具体的な目標の「発達を図る」「のぼす」「育てる」という表現で示されている。また、昭和43年版から示された総括的な目標から、「造形活動を通して」で図画工作が何をやる教科かが表記されていることも大きな特徴である。さらにもう一点、昭和43年版の目標の表現の特徴としては、具体的な目標3に、「造形的に表現する技能を育てる」と示し、造形活動における技能の習得を目指していることである。これは昭和30年代後半から40年代にかけての経済発展を支える人的能力の開発や、科学技術教育の一層の振興が求められていた時代の反映であろう。

昭和52年版の目標は、昭和43年版の、「造形活動を通して」が、「表現及び鑑賞の活動を通して」という具体的な表現に変えられ、図画工作教育の教科概念における鑑賞活動の位置付けが強調された。また、この改訂から教育課程審議会答申の「基礎的・基本的な内容の重視」という方針を受けて、「造形的な創造活動の基礎を培う」という文言が加えられた。図画工作における「創造活動の基礎」については、その指導書に、「造形活動の全体にかかわる基礎としては、柔軟な感受性、豊かな想像力、自由な発想力を含む創造性や、造形的な秩序や美しさに対する直観力、造形表現の基礎的な技能とそれに伴う知的理解が考えられる。」と示されている。学年目標については、この改訂から6ヶ年を児童の造形活動等の発達特性を基本に段階付けがしやすい低・中・高の

3段階に分けた2個学年毎のグループ化の方向性を図りながら、1・2学年の学年差についてその違いを示すために、学年毎に設定されたものとなっている。グループ化の方向性に沿って各学年とも、「A表現」2項目、「B鑑賞」1項目となっている。低学年の目標「A表現」の(1)に、材料をもとにした楽しい造形活動「造形的な遊び」が登場するのもこの改訂からである。

平成元年版は、昭和52年版の目標とその概念は踏襲されながら、「創造活動の基礎」が「創造活動の基礎的な能力」という表記に変わっている。この「基礎的な能力」については、指導書に「つくりだす喜びを十分に味わわせ、造形的な想像力や構想力、造形感覚、創造的な技能など」と示されている。昭和52年版の「造形表現の基礎的な技能とそれに伴う知的理解」が削除されて、「創造的な技能」という表現に変えられている。この「創造的な技能」については、「子どもが主体的に制作を行う過程で、子どもが自ら獲得していく創造的なその子なりの技術や技法」であると示されている。学年目標は、前回のグループ化の考え方が一層進められ、この改訂から、低・中・高と2個学年毎にまとめて示されている。これもまた、子どもの主体的な制作過程で、子ども自ら「創造的な技能」を獲得する学びを保証するための弾力化であろう。もう一つの特徴が「B鑑賞」の充実のための変更である。高学年の目標に「造形作品などを進んで鑑賞し」という言葉が加えられ、「第3指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い1－(2)」で、高学年においては、「指導の効果を高めるため必要がある場合には、鑑賞の指導を独立して行うようにすること」とした。鑑賞活動がより重視されていることが分かる。

平成10年版の目標の特徴は、昭和52年版から示されていた「表現の喜びを味わわせ」が「つくりだす喜びを味わうようにする」という表現に変えられ、さらに「造形的な創造活動の基礎的な能力」と入れ替わって、その前に来ていることである。これは教育課程審議会答申の「自ら学び、自ら考える力」、「個性を生かす教育」を実践するための変更であり、「つくりだす喜び」を味わう創造的な表現、鑑賞活動の過程の中で、「基礎的な能力」である「創造的な技能」が育成されることを期待したものである。また、平成元年版の趣旨を引き継ぎ、「豊かな情操」を育む鑑賞活動の充実を図るべく「造形作品など」を「作品など」に変え、鑑賞の対象をより広げ、「第3指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い1－(3)」で、「第5学年及び第6学年においては」が削除され、全ての学年が「児童や学校の実態に応じて、指導の効果を高めるため必要がある場合には、独立して行うようにすること」と示された。学年目標は前回と同様に、構成は2個学年毎に3項目の目標で示され、前回の

趣旨を踏襲しているように見えるが、その(1)は、前回の「造形遊び」の内容に関する目標から、造形への関心や意欲、態度に関する目標として示され、(2)が「A表現」の内容に関する目標、(3)が「B鑑賞」の内容に関する目標になっている。これはまさに「生きる力」を育成することを図画工作科として受け止めた変更であり、目標の「つくりだす喜び」を「創造的な技能」の前に置いたことと繋がっている。

平成20年版（現行版）の目標から新たに加わった文言が、「感性を働かせながら」である。このことについては、その解説の中で「表現及び鑑賞の活動において、児童の感覚や感じ方などを一層重視することを明確にするため」と示し、感性については、「様々な対象や事象を心に感じ取る働きであるとともに、知性と一体化して創造性をはぐくむ重要なもの」と示された。学年目標は従前の変更を引き継ぎ、2個学年毎に3項目の目標で示され、各項目(1)・(2)・(3)の内容的な変更はないが、語尾の表現の統一が図られ、(1)は前回の低学年の「つくりだす喜びを味わうようにする」が、全学年共にこの表現で示されている。また、(3)の鑑賞で育成する資質・能力では、全学年の語尾が「感じ取るようにする」で表現され、高学年は「それらを大切にするようにする」がさらに加えられている。これは目標に新たに加わった「感性を働かせながら」と「豊かな情操を養う」を受けての変更であろう。

2. 内容の変遷

2-1 内容の構成

内容構成の変遷を「表3 学習指導要領の内容構成の変遷」に示している。明らかに昭和33年版の内容構成は、それ以降のものと比較して煩雑であるが一応の領域的な系統性も見える。1・2学年が「絵をかく」などの5項目、3学年も5項目で「模様を作る」が「デザインをする」となる。4学年は、「絵をかく」が「心の中にあるものを絵で表現する」、「外界を観察しながらそれを絵で表現する」の2項目になり、「粘土を主材料として、いろいろなものを作る」が「彫塑を作る」になって6項目。5・6学年は、「いろいろなものを作る」が「役に立つものを作ったり構成の練習をしたりする」、「構造的な玩具・模型の類を作る」の2項目になり、新たに「作品を鑑賞する」を加えた8項目である。項目数が段階的に増えている。これに対して昭和43年版は、全ての学年内容が小・中学校共に、美術的な「A 絵画、B 彫塑、C デザイン、D 工作、E 鑑賞」の5領域で示され、各学年の5領域毎に(1)～(5)の内容事項と、「3内容の取扱い」が示されている。これが次の昭和52年版では、前回の5領域が「A表現」「B鑑賞」の2領域に削減され、

美術的な領域が見えなくなる。全学年共通して、「A表現」3項目、「B鑑賞」1項目の4項目で、目標のグループ化に合わせて内容も2個学年毎に示され、「A表現」(1)の低学年に「造形的な遊び」が登場する。また、これまで各学年の内容に付記されていた「3内容の取扱い」が、全学年の内容の後に独立して、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」として示される。平成元年版も同じ構成で、「A表現」と「B鑑賞」の2領域、内容項目数も同じである。異なる点は、高学年の「彫塑で表わす」が「表わしたいことを立体に表す」になり、「絵で表す」と「立体で表す」が、低・中学年で「絵や立体で表す」になり、「材料をもとにした造形遊び」が中学年にまで拡大される。平成10年版の大きな変更点は、前回の「絵や立体に表す」と「つくりたいものをつくる」が統合されて1項目となり、「A表現」の項目数が、これまでの3項目から2項目になったことである。さらに、「A表現」の2項目、「B鑑賞」1項目共に、内容が2学年毎にまとめられて示されている。また、平成元年版で中学年まで拡大された「造形遊び」が高学年まで拡大され全学年で実施されるようになった。そして現行版の内容構成は、ほぼ前回と同様に、「A表現」、「B鑑賞」の2領域と、「A表現」2項目、「B鑑賞」1項目であるが、この改訂から、「B鑑賞」の後に〔共通事項〕が新設され、「領域や項目を通して共通に働く資質や能力」が示されている。

2-2 内容の文言

次に、内容の変遷を改訂の趣旨に対応した文言に視点を当てて各指導要領を見ていく。

昭和33年版は、構成的には煩雑に見える8事項の内容が美術の領域に対応した知識・技能の系統性をもって整理されていることが分かる。高学年である5・6学年の表現領域の7項目を見ると項目1は「心の中にあるものを絵で表現する」(心象・抽象表現)、2は「外界を観察しながらそれを絵で表す」(具象表現)、3「版画を作る」、4「彫塑をつくる」、5「デザインをする」、6「役に立つものをつくったり、構成の練習をしたりする」、7「構造的な玩具・模型の類を作る」である。「絵で表現する」領域以外は、デザイン、版画、彫塑などの美術の内容領域の文言がそのまま示される。造形活動を通して造形感覚を発達させ、創造的な表現の能力を伸ばすことに主眼が置かれている。もう一点は、表3には示していないが、この改訂からデザインが内容として新たに位置付けられており、これはおそらく当時の造形教育センター等の実践成果を受けてのものであろう。

昭和43年版は、前回の6「役に立つものをつくったり、構成の練習をしたりする」や7「構造的な玩具・模型の類を作る」などの文的表現が一扫され、「A 絵画」

「B彫塑」「Cデザイン」「D工作」「E鑑賞」という5領域に内容が再構成されている。またこの5領域は中学校とも共通しており、前回の改訂で打ち出された系統性がより系統的に整備され目標、内容の小・中学校の一貫性を目指していることが分かる。学年毎に示された基本的指導事項を例にすれば、「A絵画」の基本的指導事項は、1・2学年が4項目で3学年以上が5項目で構成され、各項目の語尾が、1・2学年は「できるようにする」「慣れさせる」、3～5学年は「できるようにする」「かけるようにする」「のぼす」、6学年は「のぼす」で示されている。各学年の内容を通して、目標の「技術を尊重し、造形能力を生活に生かす態度を育てる」ことが重視されていることを証明している。さらには、「第3指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い1」で、5領域の授業時数の配当の割合について、最低時数ではなく「おおむね」という標準時数として、絵画・彫塑…40%、デザイン…15%、工作…40%、鑑賞…5%と示されており、「鑑賞の指導は、第4学年までは、主として他の各領域の表現活動に付帯して行うものとする」としている。

昭和52年版の内容は、昭和43年版の5領域から、「A表現」と「B鑑賞」の2領域に削減される。基本的指導事項も整理され、前々回、前回と高度化されつつあった内容が大幅に軽減されている。しかしこれは単に5領域が整理統合されたものではなく方向性の転換による削減である。6学年の内容を例に挙げれば、5領域・基本的指導事項(19)項目の内容が、「A表現」は「造形的な遊び」「彫塑で表わす」「デザインしてつくる」の3項目、「B鑑賞」が「作品を鑑賞する」の1項目の4項目である。5領域の「A絵画」は「A表現」の(1)に、「B彫塑」は(2)に、「Cデザイン」・「D工作」が(3)に統合されている。これは、人間性豊かな児童の育成を目指す「ゆとり教育」の推進を受けてのものであり、指導書では、「小学校では児童の造形的な活動が未分化な面が多いことから見て、必ずしも既存の領域分野にこだわらず、児童の造形活動にふさわしい基本的で総合的な領域が考慮されるべき」と示されている。またこの改訂から、幼稚園など就学前の造形活動との関連を考慮して、小学校の低学年に「造形的な遊び」が新設されたことについては、「最初は、遊びのなかで『表現の喜びを味わわせる』という活動が適当である」とし、「就学前の造形活動との関連を考えて、造形的な遊びを通してその楽しさを味わわせ、造形学習への意欲を起こさせよう」と意図した」と示された。またこの改訂から、2個学年内容のグループ化が始められていることについては、「第3指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い2」に「各学年の目標及び内容は、児童の発達段階を考

えて示したものであるが、この教科の特性から、指導計画に弾力性をもたせるなどして児童の個人差に応じた指導が十分行われるようにする必要がある」と示されている。児童の発達段階や個人差への対応であることが分かる。もう一点、この改訂から、内容構成的に独立して示された「B鑑賞」ではあるが、「第3指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い1-(2)」に「Bの指導は、表現の指導に付随して行うことを原則とすること」と位置づけられている。

平成元年版では、昭和52年版の改訂から導入された低学年の「造形的な遊び」が「造形遊び」となり中学年にまで拡大された。このことについて指導書では、「一人一人の児童が材料をもとに進んで活動するとともに、想像力を十分に発揮することができ、しかも、材料との多様なかわりや形づくるなどの体験が主体的に深められることになる」と示されている。前回、「造形的な遊び」は、就学前の造形活動との接続を意図したものととして新設されたが、徐々に図画工作科の「A表現」の活動内容としての評価が上がっていることが分かる。この改訂の最も大きな変更点は「B鑑賞」の充実である。鑑賞する対象が、中学年の「自他の作品」、高学年の「友人の作品」、イ「自然や表現しようとすることに関連した造形作品」が、中学年「友人の作品」、イ「表現しようとすることに関連のある身近な造形品」、高学年は、5学年が「我が国の親しみのある美術作品」、イ「友人の作品」、6学年が「我が国及び諸外国の親しみのある美術作品」、イ「友人の作品」に変わるなど、より具体化して加えられた。また「第3指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い1-(2)」で、「ただし、第5学年及び第6学年においては、指導の効果を高めるため必要がある場合には、鑑賞の指導を独立して行うようにすること」として、高学年においては鑑賞の指導を独立して行えることが明示されたのである。もう一点は「創造活動の基礎的な能力」を育て、「表現の喜びを味わわせる」工作的な活動を重視するため、「第3指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い1-(1)」で、1～4学年は「材料をもとにした造形遊び」と「つくりたいものを作る」の指導に配当する時数が、5・6学年では、「表したいことを立体に表す」と「つくりたいものをつくる」の指導に配当する時数が、「およその均衡をとるようにすること」から、「各学年の年間授業時数の2分の1を下らないこと」と明示されたことである。

平成10年版は、平成元年版の改訂の趣旨をさらに強め、学校や児童の実態などに応じて弾力的な指導が行われるように、この改訂版から内容も2個学年共通で示されている。さらには、「表わしたいことを絵や立体に表す」と、「つくりたいものをつくる(工作に表す)」

が整理統合され「A 表現」の基本的指導事項が3項目から2項目に削減された。これはこの改訂から総授業時間数が削減されたことと、「総合的な学習の時間」が創設されたことを受けて、中学年・高学年の図画工作科の配当時間が減少したための内容の整理統合である。しかし一方で、前回の改訂で中学年までに拡大された「造形遊び」は、多様で創造的な表現を促す観点から、児童の造形活動の中心となる活動として高学年にまで拡大され、削減された内容の基本的指導事項の(1)として位置付けられている。もう一点は、さらなる「B鑑賞」の充実である。「第3指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い1-(3)」が、「児童や学校の実態に応じて、指導の効果を高めるため必要がある場合には、独立して行うようにすること」と示され、前回の「第5学年及び第6学年においては」が削除された。すべての学年で独立して指導できるように変更されている。さらには、「第3指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い2-(6)」で、「児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用すること」が示されたのもこの改訂からである。

平成20年版(現行版)の内容は、平成10年版を踏襲しながら、文言の統一が図られ、「A表現」(2)の前の低・中学年の「つくりたいものをつくる」が「工作に表す」となり、「A表現」は、全学年を通して「造形遊びをする」、「絵や立体、工作に表す」に統一された。また言語活動の充実という課題に対応して、高学年の「A表現」の(2)に、「伝えたいことを」や、「B鑑賞」の(1)の「イ 感じたことや思ったことを話したり、友人と話し合ったりする」などの文言が加えられている。またこの改訂から新設されたこととしては、低・中・高学年の内容の後に、表現と鑑賞活動において共通して必要となる資質や能力が、〔共通事項〕の2項目に示されたことである。低学年が、自分の感覚や活動を通して「形や色など」、中学年が「形や色、組合せなどの感じ」、高学年が「形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴」をとらえることと、形や色などを基に「自分のイメージをもつこと」を指導することを重視している。また、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」には、材料や用具などに関する具体的な事項がまとめて示され、幼稚園教育の表現内容との関連や道徳の時間との連携を考慮することなども示されている。これらはすべて改訂のねらいである、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のための改善である。

3. 昭和33年版から現行版までの指導要領の変遷についての考察

昭和33年版から現行版までの図画工作科の目標と内容の変遷を、その構成と改訂の趣旨に対応した文言に視

点を当てて考察してきた過程で、図画工作科はどういう教科で何を指導するのかという教科領域等についての考え方、図画工作科における基礎についての考え方、学年のグループ化について考え方などの変化が見えてくる。以上の三点から指導要領の目標、内容について考察する。

3-1 教科領域等について

図画工作科という教科の独自性については、昭和43年版の目標に、「造形活動を通して」と示され、それが昭和52年版から「表現及び鑑賞の活動を通して」となり、鑑賞が造形的な創造活動として明確に位置付けられ、表現内容の精選が図られるとともに、改訂を重ねる毎に、鑑賞の充実が図られ、言語活動の充実や地域との連携等が示された。

領域等についての考え方の転換期は、鑑賞が独立して扱われるようになった昭和52年版の改訂であろう。昭和43年版までは、美術領域によって区分された「絵画、彫塑、デザイン、工作、鑑賞」の5領域で、それぞれの領域の基本的な指導事項が発展的に中学校まで関連付けられていた。これが昭和52年版では、指導書に「小学校では児童の造形的な活動が未分化な面が多いことから見て、必ずしも既存の領域分野にこだわらず、児童の造形活動にふさわしい基本的で総合的な領域が考慮されるべきである」と示され、5領域が「表現、鑑賞」の2領域になる。この考え方は、その後の改訂においても変わらず、「A表現」の「造形遊び」が全学年にまで拡大され、現行版においても教科理念としてある。

児童の主体的な活動を尊重する現行版の理念も昭和52年版から始められた「造形遊び」も否定するわけではないが、幼児期の遊びの「表現」から、本質的に遊びとは異なる「表現」欲求へと進む児童の発達段階に対応した教科領域等の構想が必要である。「基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育」を実現する図画工作科の教科領域等について再考する時機ではないだろうか。

3-2 図画工作科における基礎について

昭和43年版の具体的目標3に「造形活動に必要な初歩的な技法」という表現はあるが、初めて基礎という表現が見られるのは、昭和52年版の目標の「創造活動の基礎を培う」である。この基礎については、指導書に「柔軟な感受性、豊かな想像力、自由な発想力を含む創造性や、造形的な秩序や美しさに対する直観力、造形表現の基礎的な技能とそれに伴う知的理解が考えられる」と示されている。これが平成元年版の目標では「創造活動の基礎的な能力」になり、「基礎」が「基礎的」に変わる。「基礎的な能力」についてはその指導書に「つくりだす喜びを十分に味わわせ、造形的な想像力や構想

力、造形感覚、創造的な技能など」と示された。昭和52年版の「基礎的な技能」が平成元年版では「創造的な技能」に変えられている。さらに平成10年版の目標の「基礎的な能力を育て」が現行版では「基礎的な能力を培い」に変えられている。これらのことから、図画工作科における基礎とは、「創造的な技能」のことであり、子ども自身が発見・工夫した表現方法で自らの想像世界を創造することでその方法が子どもの技能となり、造形的な創造活動の基礎的な能力になるという考え方である。「育て」を「培い」に変えられたことについては、その解説に、「それぞれの能力は、児童が自己との対話を重ねながら、他者や社会、自然や環境などの多様な関係の中で活動することによって培われることになる」と示されている。

図画工作科の変遷においては、2つの「基礎」の捉え方がある。一方は、美術表現に繋がるための表現技術を習得させることに重きを置いた技術や技法の基礎であり、もう一方は、幼児教育の視点に立った児童の主体的な表現を具現化させるための支援的な技術や技法の指導である。現行版は明らかに後者の立場に立っている。

3-3 学年のグループ化について

昭和33年版は、児童の表現の発達段階と表現領域の指導の系統性という視点から各学年の目標・内容が構成され、昭和43年版は、美術の5領域の指導を児童生徒の表現の発達段階を考慮した学年毎の目標・内容の構成が示されている。これに対して昭和52年版は、明らかに「未分化な児童の造形活動」に対応した目標・内容の構成に変えられ、2個学年のグループ化が見え始める。その理由としては、「第3指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」の2に「児童の発達段階を考え」、「児童の個人差」と示されている。さらに次の平成元年版、次の平成10年版では、低・中・高学年毎の目標・内容構成が示されるのであるが、その理由は、「個々の児童が特性を生かし」や「自分に適した表現製作の方法」を重視するためであり、現行版では、「個々の児童が特性を生かし」、「学習活動や表現方法などに」幅をもたせるためと変わっている。現行版の解説には、「児童一人一人」という表現が多く用いられ、児童の個人差や、児童の表現の発達段階への視点ではなく児童の個性への視点が見える。現行版から新設された〔共通事項〕でも「自分のイメージをもつこと」の指導が強調され、児童一人一人の「個性を生かす教育」が重視されているということであり、個性を認識し個性を発揮させるためのグループ化であるということであろうか。

このように、今日実践されている図画工作科は、芸術教育の基礎となる知識や技能を習得させる図画工作科から、子どもの主体的な造形活動の中で培われる創造的な

技能による表現を支援する図画工作科への転換と改善を通してきたわけであるが、果たして、次の改訂版ではどのような方向性を示しているのだろうか。

Ⅲ 新学習指導要領と現行版との比較と特色

ここからは、現行版と改訂版との文言の比較を通して、その特色を述べていくこととする。なお、詳細に関しては、添付している「表4 学習指導要領図画工作科対応表」で確認して頂きたい。

1. 図画工作科の目標

教科目標は、教科の役割と目指す内容を総括的に示し、年間の指導計画や具体的な指導を考える際の基本となる指針である。現行版では、「表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。」となっているのに対し、改訂版では、「表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」に改定され、文頭の「表現及び鑑賞の活動を通して」を共通とし、文言は変更され、現行版で新たに加わった文言「感性」は「造形的な見方・考え方を働かせ」に変更されている。改訂版での「造形的な見方・考え方」とは、「感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと」を意味し、現行版の「感性」は、ここに含まれていると考えられる。そして「生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力」とは、楽しく豊かな生活を創造するために育成することを目指している。さらに改訂版では、上述した目標の以下に新しく(1)～(3)の項目を設け、そこで育成する資質・能力について詳しく述べられている。その3項目の文中に、現行版での目標中の「造形的な」、「つくりだす喜びを味わう」、「感性」、「豊かな情操」という文言が登場している。また、「想像力」は、以前は高学年の目標や内容などで示されてきたが、全学年を通じて、想像の世界を楽しむことは重要であるため、改訂版では、この教科目標に含まれている。昭和52(1977)年以降、教科目標は、一文で提示されてきたが、改訂版で目標の概要を一文にし、その後3項目を追加したことは特筆すべき特色である。これらの項目は、育成すべき資質・能力に関する3つの柱であり、(1)「知識・技能」(2)「思考力・判断力・表現力等」(3)「学びに向かう力・人間性等」を示している。そして、(1)の前半部分は「知識」に関する内容、後半部分は「技能」に関する

る内容になっている。この知識は「対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通しての理解」を目的としており、自らの学びから知識を習得することを示している。また、「技能」とは、自分の思いを基に実際の創造活動を楽しむことを通して、育成するものであり、「思考力・判断力・表現力等」と関連しながら、発揮する能力であるとしている。(2)は、「A表現」と「B鑑賞」で育成する「思考力・判断力・表現力等」で構成されており、(3)は豊かな情操を培い、豊かな人間性等を育むことにも繋がっている。この改訂の結果、教科目標の骨子である「感性」や「情操」といった言葉が、教科目標の(3)でやっと登場するため、印象にかける。しかし、「学びに向かう力・人間性等」の項目に「感性」や「情操」が登場するため、教科が重視している事は本質的に引き継がれていると考えられる。

2. 各学年の目標

各学年の目標は、児童の活動（表現・鑑賞）の特性に配慮し、教科目標の実現を図るために設けられる具体的な目標である。現行版、改訂版共に2個学年ずつに区分し、目標はそれぞれ3項目ある。現行版では、(1)「つくりだす喜び（1～6学年）」を味わい、(2)「体全体の感覚（1・2学年）」、「手や体全体（3・4学年）」、「想像力（5・6学年）」を働かせて造形し、(3)「身の回りの（1・2学年）」、「身近にある（3・4学年）」、「親しみのある（5・6学年）」作品などから「面白さや楽しさ（1・2学年）」、「よさや面白さ（3・4学年）」、「よさや美しさ（5・6学年）」を感じ取るとなっている。改訂版では、上述した目標の内容の順が入れ替わったような印象を受ける。なぜなら、改訂版では(1)で現行版(2)「体全体の感覚」を働かせる内容、(2)で現行版(3)「面白さや楽しさ」をなどについて考え、「身の回りの作品などから」自分の見方を広げる内容、(3)で現行版(1)「つくりだす喜びを味わう」というように、現行版の文言を用いながらそれぞれの内容が似通っているからである。また、文章量を約2倍に増やし、詳しく述べている。改訂版の特徴として、さらに(3)において、「つくりだす喜びを味わう」とともに、「楽しい生活を創造しようとする態度を養う（1・2学年）」、「楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う（3～6学年）」と締めくくっており、この文末に生活と図画工作科を結び付けた内容が含まれていると考えられる。これまで述べてきたように、改訂版において、目標の文章構成が大幅に変更されていることは明らかであり、教科目標の3つの柱に対応して、学年の目標も同じように示されている。そのことが大きな特色であり、目標に関して、現行版及び改訂版では、次の3項目に関して示している。

現行版

- (1) 造形への関心や意欲、態度に関する目標
- (2) 発想や構想の能力、創造的な技能に関する目標
- (3) 鑑賞の能力に関する目標

改訂版

- (1) 知識及び技能
- (2) 思考力、判断力、表現力等
- (3) 学びに向かう力、人間性等

そして、改訂版が現行版での(1)～(3)の順を入れ替えて示しているように感じるのには、上記の現行版と改訂版の3項目の内容がそれぞれ関連性のある似通った内容になっているためである。また、現行版では、(1)「味わうようにする（1～6学年）」(2)「働かせるようにする（1・2学年）」、「伸ばすようにする（3・4学年）」、「高めるようにする（5・6学年）」(3)「感じ取るようにする（1～4学年）」、「大切にするようにする（5・6学年）」という語尾であったが、改訂版では、(1)、(2)「できるようにする（1～6学年）」(3)「楽しい生活を創造しようとする態度を養う（1・2学年）」、「楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う（3～6学年）」とし、(1)、(2)の語尾が統一された。そして、改訂版の3つの柱である「(1)知識・技能」、「(2)思考力・判断力・表現力等」において、それぞれ具体的に「何ができるようになるのか」を示し、(3)「学びに向かう力、人間性等」で豊かな生活を実現しようとする目標が設けられたと考えられる。教科目標についても同じことが言え、改訂版において、(1)では、「知識」を〔共通事項〕(1)ア、「技能」を「A表現」(2)ア、イに対応した「知識及び技能」に関する目標を示し、(2)では、「A表現」(1)ア、イ、「B鑑賞」(1)ア、〔共通事項〕(1)イに対応した「思考力・判断力・表現力等」に関する目標を示している。

3. 各学年の内容に関する目標

3-1 「A表現」に関する目標

現行版では、「(1)材料（1・2学年）」、「(1)材料や場所など（3・4学年）」、「(1)材料の場所などの特徴（5・6学年）」を基に造形遊びをする活動を通して、次の事項を指導するようになっており、学年に応じて文言を変えている。一方、改訂版では、「(1)表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。（1～6学年）」で統一されている。また、現行版では、「(2)感じたことや想像したこと（1・2学年）」、「(2)感じたこと、想像したこと、見たこと（3・4学年）」、「(2)感じたこと、想像したこと、見たこと、伝え合いたいこと（5・6学年）」を絵や立体、工作に表す活動を通して、次の事項を指導する

表1 「A表現」の目標

A表現	
改訂版	現行版
<p>(1)「A表現」を通して育成する「思考力・判断力・表現力等」としての「発想や構想」に関する事項</p> <p>ア「造形遊びをする活動に関する事項」 (造形遊びをする活動を通して育成する「思考力・判断力・表現力等」)</p> <p>イ「絵や立体, 工作に表す活動に関する事項」 (絵や立体, 工作に表す活動を通して育成する「思考力・判断力・表現力等」)</p>	<p>(1)造形遊びをする活動に関する事項</p> <p>ア「発想や構想の能力に関する事項」</p> <p>イ「発想や構想の能力に関する事項」</p> <p>ウ「創造的な技能に関する事項」</p>
<p>(2)「A表現」を通して育成する「技能」に関する事項</p> <p>ア「造形遊びをする活動に関する事項」 (造形遊びをする活動を通して育成する「技能」)</p> <p>イ「絵や立体, 工作に表す活動に関する事項」 (絵や立体, 工作に表す活動を通して育成技能)</p>	<p>(2)絵や立体, 工作に表す活動に関する事項</p> <p>ア「発想や構想の能力に関する事項」</p> <p>イ「発想や構想の能力に関する事項」</p> <p>ウ「創造的な技能に関する事項」</p>

となっており、学年に応じて文言を変えているが、改訂版では、「(2)表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。(1～6学年)」とし、(1)と同じく統一されている。内容については、表1を見て頂きたい。現行版では(1),(2)それぞれにア～ウの3項目であったが、改訂版では目標で述べた3つの柱を基本とし、イの2項目に減らしているものの、現行版の内容を踏襲しており、学年が上がるにつれ、指導事項の文言が変わることは言うまでもないが、文章構成を明確にし、文章量を増やし、より具体的に述べている。

3-2 「B鑑賞」に関する目標

現行版では、「(1)身の回りの(1・2学年)」、「(1)身近にある(3・4学年)」、「(1)親しみのある(5・6学年)」作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導するとなっており、学年に応じて冒頭の文言を変えている。一方、改訂版では、「(1)鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。(1～6学年)」で統一されている。また、現行版では、(1)の目標に対し、ア、イの項目が明記されているが、改訂版では、それをアの1つの項目に絞り、現行版の2つの指導事項を1つにまとめているため、項目は減ったものの文章量は現行版とほぼ同じであり、3つの柱を基に鑑賞の活動における「思考力・判断力・表現力等」に関する内容を示している。このことは、改訂版の1～6学年まで共通して言えることであり、学年が上がるにつれ、指導事項の文言が変わるが、現行版の文言が改訂版でも登場し、本質的な内容は引き継ぎながら、目標や指導事項の構成を変更していると考えられる。

3-3 [共通事項]の目標

[共通事項]は、「A表現」と「B鑑賞」の二つの領域において必要な共通の資質・能力を示したものである。

現行版では「(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。(1～6学年)」改訂版では、「(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。(1～6学年)」であり、それぞれ全学年共通である。現行版、改訂版共にア、イの項目を記載しており、アについては若干の言い回しの違いはあるが内容はほぼ同じであり、イに関しては、現行版、改訂版共に全く同じである。[共通事項]に関しては、構成も、内容共にほぼ同じであると言えるだろう。しかし、改訂版では、ここでも3つの柱を基本とし、アでは、形や色などに気づき、造形的な特徴を理解するといった「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「知識」に関する内容、イは自分のイメージを持つといった「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する「思考力・判断力・表現力等」に関する内容となっている。また、改訂版では、アの語尾について、「気付くこと(1・2学年)」、「分かること(3・4学年)」、「理解すること(5・6学年)」と学年に応じて表記を変えているが、現行版では、「組み合わせなどの感じ(3・4学年)」、「動きや奥行き(5・6学年)」という言葉も見られ、現行版の方が改訂版よりもやや詳しい印象を受ける。しかし、改訂版では「第3指導計画の作成と内容の取扱い」の2(3)において項目を新設し、[共通事項]について詳しく述べている。ここにおいて、ア「いろいろな形や色、触った感じ(1・2学年)」、イ「形の感じ、色の感じ、それらの組み合わせによる感じ、色の明るさ(3・4学年)」、ウ「動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさ(5・6学年)」とし、現行版よりも文言を増やし、具体的に述べられている。

4. 指導計画の作成と内容の取扱い

指導計画とは、目標の実現を目指し、指導の充実を図るため、年間計画や指導内容の選択、題材の設定などを熟考し、創意工夫を凝らして作成すべきものである。ここでは2つの目標が明記され、それぞれに指導項目が置かれている。「1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。」という目標に関しては、現行版、改訂版共に共通であるが、現行版では、6項目であるのに対し、改訂版では9項目に増えていることが一番の特徴である。詳細は、表4にて確認して頂きたいが、新設された項目としては、(1) 主体的・対話的で深い学びの実現、(6) B鑑賞における自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえた指導、(8) 障害のある児童に対応した指導の充実などがある。新設(1)では、図画工作科の特質に応じた効果的な学習を行い、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を目指しており、新設(8)では、障害者の権利に関する条例に基づいたインクルーシブ教育システムの構築を目指している。また、新設ではないが項目(7)において、「幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮する、小学校入学当初においては、生活科を中心とした総合的・関連的な指導を行うといった点が新しく加筆されている。この点に着目すれば、幼小連携、他教科間との関連性を重視した指導を取り入れなければならないという主張が見えてくる。

「2-第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」という目標に関しても、現行版、改訂版共に共通であり、現行版では、5項目であるのに対し、改訂版では11項目に増えていることが特筆すべきことである。ここでも詳細は表4を見て頂きたいが、新設された項目としては、(2)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して〔共通事項〕との関わりに気付くこと、(3)〔共通事項〕のAに対する指導、(4)「A表現」の指導を通して、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うこと、(5)互いのよさや個性を認め尊重すること、(10)コンピュータなどの情報機器の利用、(11)創造性を大切に、美術文化の継承等へつなげることなどがある。つまり、新設(2)では、〔共通事項〕のA、イを相互に関連し働くものとして捉えるよう示し、新設(3)では、〔共通事項〕のAの指導を繰り返して取り上げることとし、学年に応じた配慮事項も示している。新設(4)、(5)では、児童個人のよさや可能性、個性を見だし、互いにそれらを認め尊重し合うための配慮事項を示し、新設(10)では、コンピュータやカメラ等の情報機器の必要性を十分に検討して利用するよう指示している。新設(11)では、創造性を大切にする態度を養い、それが美術文化の継承、発展、創造を支え、理解する素地とな

ることを主張している。さらに改訂版では、続けて「3 造形活動で使用する材料や用具、活動場所についての安全性、事故防止」について示され、現行版の「第3指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(4)と関連した内容である。そして、「4 校内の適切な場所や学校や地域の実態に応じた校外での作品展示」を示し、これは現行版の3と関連した内容となっている。

5. 新学習指導要領の特色についての考察

これまで述べてきたように、改訂版は現行版の内容を踏襲しているが、文章構成の大幅な変更等の特色がある。以下、改訂版における大きな特色を3つ挙げ、述べていく。

5-1 3つの柱を基にした育成する資質・能力の明確さ

これまで述べてきたように、改訂版は、現行版の内容を踏襲し、教科の本質はそのまま引き継ぎながら、文章構成を明快にし、3つの柱を持って、育成する資質・能力を明確に示している。教科目標及び各学年目標、内容（表現、鑑賞、共通事項）において、3つの柱を基に育成する資質・能力、つまり「何ができるようになるか」を具体的に示した点が、改訂版の大きな特色である。なお、教科の内容については、3つの柱のうち「(3) 学びに向かう力、人間性等」は、教科目標と学年の目標においてまとめて示されているため、(1)、(2)のみの事項が示されている。しかし、「(1) 知識・技能」を習得してから、次の「(2) 思考力・判断力・表現力等」を身に付けるといった単純な順序性がある訳ではないため、その点には留意しなければならない。「(3) 学びに向かう力、人間性等」も合わせて、それぞれの資質・能力を相互に関連付けながら、育成していくことが望ましい姿である。また、教科目標3項目全てに「創造」を文言に含め、図画工作科が創造活動を目的とした学習であることを示し、創造性を重視した教科の特質を生かし、豊かな生活、文化、社会を創造しようとする態度を養うことへと繋がることを目的としている。教科の目標を明確に示すことで、児童の「創造性」に重きを置き、図画工作科で育成すべき資質・能力及び教科固有の価値を改めて再確認しているように感じられる。

5-2 主体的・対話的で深い学びの実現

改訂版の「第3指導計画の作成と内容の取扱い」において、最初に「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について述べられており、教科の特質に基づいた効果的な学習の展開のために配慮する内容が示されている。図画工作科において「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」を育成する実践はこれまでも行われており、それらの実践を否定し、全く異なる指導を導入する訳ではなく、児童・学校の実態、指導内容に適

した「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点からの授業改善が求められている。つまり、改訂版によれば、①主体的に学習に取り組むための見通しを立てたり学習内容を振り返ったりし、自身の学びや変容を自覚できる場面設定、②対話による自分の考えなどを広げたり深めたりする場面設定、③学びの深化のために、児童が考える場面と教師が教える場面の組み立て方といった3つの視点からの授業改善を進めることが求められているのである。また、新設の2(4)、(5)において、自分のよさや可能性を見だし、互いにそれらを尊重し認め合うような指導上の配慮が記載されている。それは、「主体的・対話的で深い学び」を実現させるためにも児童一人一人が持つべき必要な資質であり、それを基本理念として協働した学びの活動を行えば、自ずとそのような学びが得られると考えられる。

5-3 多様な児童に対する指導

改訂版の「第3指導計画の作成と内容の取扱い」において新設された(8)「障害のある学生への指導」において、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、発達障害等の障害のある児童の多様なニーズに合わせた指導の必要性を述べていることも大きな特色である。障害を持った児童が学習活動を行う際の困難さに配慮し、指導方法等を工夫することが各教科において示されているが、図画工作科では、教科の目標や内容の趣旨を踏まえた上で学習内容の変更、代替を安易に行わないよう留意しながら、児童の学習負担や心理面への配慮を以下のように述べている。

- ① 変化を見分けたり、微かな違いを感じ取ったりすることが難しい場合…造形的な特徴の理解、技能の習得を目指し、児童の経験や実態を考慮しながら、分かりやすい特徴のものを例示、様々な材料や用具の用意、種類や数を限定するなどの配慮。
- ② 形や色などの特徴を捉えることや、自分のイメージをもつことが難しい場合…形や色などの気付き、自分のイメージをもつことのきっかけになるように、自分や友人の感じたことや考えたことを発表する場面設定などの配慮。

そして、上記の項目を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載した上で、次年度の担任等に引き継ぐといった手立ての必要性を述べている。インクルーシブ教育を目指す上で、児童個人の意識改革、教師の指導の工夫によって全ての児童が学びやすい環境を整えることは、必要不可欠であると考えられる。さらに、小学校で指導する上で、児童個人の発達の特性について幼稚園などからの情報提供も必要になってくるのではないかと考える。この点においても、教科間の連携のみではなく、幼小連携の重要性が改訂版の内容の実行に欠かせな

いものとなるだろう。

IV まとめ

改訂版はこれまでの改訂と同様に、今回の答申を真正面から受け止め、図画工作科で「何ができるようになるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」、「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」、「何が身に付いたか」、「実施するために何が必要か」を明確に示すことに重点がおかれている。改訂版の特徴と方向性についてまとめる。

1点目は、「何を学ぶか」という教科領域等に対する考え方についてである。教科目標3項目全てに「創造」を文言に含め、図画工作科が創造活動を目的とした学習であると示し、「どのように学ぶか」については、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」を図る3つの手立てを具体的に示して、見通し・学習内容の振り返り・対話・児童が考える場面と教師が教える場面の組み立てなど、児童の主体的・創造的な学びの過程が示された。図画工作科の授業を通して、自分のよさや可能性を見だし、協働した学びの活動の中で、友だちのよさを尊重し認め合う子どもを育てることが、(3)の学びに向かう力、人間性の項目で示されている、他の教科の学びや社会力の育成の重要な柱であることを示し、豊かな生活、文化、社会を創造しようとする態度を養うことへと繋がると述べられている。現行版まで大切にしてきた図画工作科の教科固有の価値を踏まえた教科目標、内容構成の視点が再認識されるように具体化されている。

2点目は、「基礎」に対する考え方についてである。前章において詳述したように、改訂版は現行版の「創造活動の基礎的な能力」という表記から、「造形的な見方・考え方」、「資質・能力」という表記に変えられ、各学年の目標の語尾が、「～できるようにする」という表記に統一され、内容の(2)に「技能」に関する内容の語尾も、「身に付けることができるように指導する」と示されている。文言の変更だけを見れば、美術の基礎的な技能を段階的に身に付けさせることに重点が変わっているように捉えられるかもしれないが、現行版の教科領域等の考え方や内容構成など本質的な変更がないことを踏まえれば、改訂版が示す「資質・能力」は、子どもが自らの主体的な活動の中で発見されることを期待する「創造的な技能」を低・中・高学年の発達段階毎に具体的に示していることが理解できる。「基礎」は、美術や工芸の技法に繋がる技法的なものではなく、自分のイメージを造形的に表現するための基礎的な能力である。

3点目は、低・中・高のグループ化についての考え方である。これも前章で詳述したように、「第3指導計画

の作成と内容の取扱い」において、新たな項目を設けて、低・中・高のグループ化が、一人一人の児童の個性を大切にしながら、図画工作科の授業を通して、豊かな感性や情操を養うことに繋がる創造的な技能を獲得させるための弾力的・段階的なグループ化であることが分かる。インクルーシブ教育の実現を目指し、発達障害等の障害のある児童の多様なニーズ・個性に合わせた指導の必要性を示すと共に、児童の実態に応じた繰り返しの指導や、互いのよさや個性などを認め、尊重し合うことなど、教師の指導の工夫によって、全ての児童の個性が大切にされ、学校で学ぶ全ての児童にとって学びやすい環境を整えるように示されている。子ども一人一人の個性と弾力的な指導を可能にするグループ化である。

今回の改訂版のねらいが正しく理解され、発達障害等の障害のある児童の多様なニーズ・個性に合わせた指導を含めた図画工作科の授業改善が実践されることを大いに期待したい。予測不可能な未来を自分たちの力で逞しく生き抜くための創造力や想像力、豊かな感性をもった児童を育成する「主体的・対話的で深い学び」を実現させる教科間、校種間のつながりを重視した教育課程の編成の実践、成果が待たれるところである。

この改訂版は、平成32年4月1日から全面实施される。今回の改訂から次の改訂までのおよそ10年間は、現在養成校で学ぶ学生の多くが教員として、初任校と2校目で改訂版の指導要領を基準として実践に当たるのである。本大学の教員養成課程における、3年生前学期の「図画工作科教育法Ⅰ（15回）」と、4年生前学期の「図画工作科教育法Ⅱ（15回）」の授業では、改訂版・図画工作科の改訂の趣旨や意義、改善の具体的な方向と方法について理解させ、その理解を基に現場で具体的な実践が充実される初任者研修等の現職研修へと繋げることが重要である。

引用・参考文献

- 1 文部省、『小学校図画工作指導書』，日本文教出版，1960
- 2 文部省、『小学校指導書図画工作編』，日本文教出版，1969
- 3 文部省、『小学校指導書図画工作編』，日本文教出版，1978
- 4 文部省、『小学校指導書図画工作編』，開隆堂出版，1989
- 5 文部科学省、『小学校学習指導要領解説 図画工作編』，日本文教出版，1999
- 6 文部科学省、『小学校学習指導要領解説 図画工作編』，日本文教出版，2008
- 7 文部科学省、『小学校学習指導要領解説 図画工作編』，文部科学省 H.P. 2017
- 8 水原克敏、『新小学校学習指導要領改訂のポイント』，日本標準，p.14，2017
- 9 小泉卓、『図画工作の学習指導要領の変遷についての考察』，聖徳大学児童学研究紀要4，pp.19-28，2002
- 10 渋谷清、『新学習指導要領にみる図画工作科改訂の方向性に関する考察』－現行学習指導要領との比較から－，福山市立女子短期大学研究教育公開センター年報7号，pp.83-89，2010
- 11 福田隆眞・福本謹一・茂木一司、『美術科教育の基礎知識』，建帛社，2010

表2 学習指導要領図画工作科の目標の変遷

年	図画工作の目標
昭和33年	1 絵をかいたり物を作ったりする造形的な欲求や興味を満足させ、情緒の安定を図る。 2 造形活動を通して、造形感覚を発達させ、創造的表現の能力を伸ばす。 3 造形的な表現や鑑賞を通して、美的情操を養う。 4 造形的な表現を通して、技術を尊重する態度や、実践的な態度を養う。 5 造形活動を通して、造形能力を生活に生かす態度を養う。
昭和43年	造形活動を通して、美的情操を養うとともに、創造的表現の能力をのばし、技術を尊重し、造形能力を生活に生かす態度を育てる。 1 色や形の構成を考えて表現し鑑賞することにより、造形的な美の感覚の発達を図る。 2 絵であらわす、彫塑であらわす、デザインをする、工作をする、鑑賞することにより、造形的に見る力や構想する力をのばす。 3 造形活動に必要な初歩的な技法を理解させるとともに、造形的に表現する技能を育てる。
昭和52年	表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な創造活動の基礎を培うとともに、表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を養う。
平成元年	表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な創造活動の基礎的な能力を育てるとともに表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を養う。
平成10年	表現及び鑑賞の活動を通して、つくりだす喜びを味わうようにするとともに造形的な創造活動の基礎的な能力を育て、豊かな情操を養う。
平成20年	表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

表3 学習指導要領図画工作科の内容構成の変遷

年		図画工作の内容構成						
学年		1	2	3	4	5	6	
昭和33年	内容構成	絵をかく			心の中にあるものを絵で表現する			
					外界を観察しながらそれを絵で表現する			
		版画を作る						
		粘土を主材料として、いろいろなものを作る			彫塑を作る			
		模様を作る			デザインをする			
		いろいろなものを作る					役に立つものを作ったり構成の練習をしたりする	
							機構的な玩具・模型の類を作る	
作品を鑑賞する								
昭和43年	内容構成	1	2	3	4	5	6	
		絵 画						
		彫 塑						
		デ ザ イン						
		工 作						
		鑑 賞						
昭和52年	内容構成	表現	造形的な遊び			絵で表わす		
			絵や立体で表わす			立体で表わす		
		鑑賞	使うものをつくる			デザインしてつくる		
			作品を見る			作品を鑑賞する		
平成元年	内容構成	表現	材料をもとにした造形遊び			表わしたいことを絵に表す		
			表わしたいことを絵や立体に表す			表わしたいことを立体に表す		
		鑑賞	つくりたいものをつくる			つくりたいものをつくる		
			かいたものを見ることに関心をもつ			作品を見ることに関心をもつ		
平成10年	内容構成	表現	材料を基にした楽しい造形活動（造形遊び）			材料や場所などを基にした楽しい造形活動（造形遊び）		
			表わしたいことを絵や立体に表したり、つくりたいものをつくる			表わしたいことを絵や立体に表したり、つくりたいものをつくる		
		鑑賞	かいたものを見ることに関心をもつ			作品を見ることに関心をもつ		
						造形作品を鑑賞し親しむ		
平成20年	内容構成	表現	材料を基に造形遊びをする			材料や場所などを基に造形遊びをする		
			感じたことや想像したことを絵や立体、工作に表す			感じたこと、想像したこと、見たことを絵や立体、工作に表す		
		鑑賞	身近にある作品などを鑑賞する			身の回りの作品などを鑑賞する		
				親しみのある作品などを鑑賞する				
	共通事項	形や色をとらえる			形や色、組み合わせなどの感じをとらえる			
		自分のイメージをもつ			自分のイメージをもつ			
		形や色、動きや興行きなどの造形的特徴をとらえる			形や色、動きや興行きなどの造形的特徴をとらえる			
		自分のイメージをもつ			自分のイメージをもつ			

表4 学習指導要領図画工作科対応表（※共通の用語に下線）

改訂版	現行版
<p>第1 目標 表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。</p> <p>(2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。</p> <p>(3) <u>つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。</u></p> <p>第2 各学年の目標及び内容 〔第1学年及び第2学年〕</p> <p>1 目標</p> <p>(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して気付くとともに、<u>手や体全体の感覚</u>などを働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。</p> <p>(2) 造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて考え、楽しく発想や構想をしたり、<u>身の回りの作品</u>などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。</p> <p>(3) <u>楽しく表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しい生活を創造しようとする態度を養う。</u></p> <p>2 内容</p> <p>A 表現</p> <p>(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア <u>造形遊びをする活動を通して、身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことや、感覚や気持ちを生かしながら、どのように活動するかについて考えること。</u> イ <u>絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと</u>から、表したいことを見付けることや、好きな形や色を選んだり、いろいろな形や色を考えたりしながら、どのように表すかについて考えること。</p> <p>(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア <u>造形遊びをする活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、並べたり、つないだり、積んだりするなど手や体全体の感覚などを働かせ、活動を工夫してつくること。</u> イ <u>絵や立体、工作に表す活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、手や体全体の感覚などを働かせ、表したいことを基に表し方を工夫して表すこと。</u></p> <p>B 鑑賞</p> <p>(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア <u>身の回りの作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な材料などの造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。</u></p> <p>〔共通事項〕</p> <p>(1) 「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア <u>自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付くこと。</u> イ <u>形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。</u></p> <p>〔第3学年及び第4学年〕</p> <p>1 目標</p> <p>(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して分かるとともに、<u>手や体全体を十分に働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。</u></p> <p>(2) 造形的なよさや面白さ、表したいこと、表し方などについて考え、豊かに発想や構想をしたり、<u>身近にある作品</u>などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。</p> <p>(3) <u>進んで表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。</u></p> <p>2 内容</p> <p>A 表現</p> <p>(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア <u>造形遊びをする活動を通して、身近な材料や場所などを基に造形的な活動を思い付くことや、新しい形や色などを思い付きながら、どのように活動するかについて考えること。</u> イ <u>絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たことから、表したいことを見付けることや、表したいことや用途などを考え、形や色、材料などを生かしながら、どのように表すかについて考えること。</u></p> <p>(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア <u>造形遊びをする活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、組み合わせた</u></p>	<p>第1 目標 表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、<u>つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。</u></p> <p>第2 各学年の目標及び内容 〔第1学年及び第2学年〕</p> <p>1 目標</p> <p>(1) 進んで表したり見たりする態度を育てるとともに、<u>つくりだす喜びを味わうようにする。</u></p> <p>(2) <u>造形活動を楽しみ、豊かな発想をするなどして、体全体の感覚や技能などを働かせるようにする。</u></p> <p>(3) <u>身の回りの作品</u>などから、面白さや楽しさを感じ取るようにする。</p> <p>2 内容</p> <p>A 表現</p> <p>(1) 材料を基に造形遊びをする活動を通して、次の事項を指導する。 ア <u>身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に思い付いてつくること。</u> イ <u>感覚や気持ちを生かしながら楽しくつくること。</u> ウ <u>並べたり、つないだり、積んだりするなど体全体を働かせてつくること。</u></p> <p>(2) 感じたことや想像したことを<u>絵や立体、工作に表す活動</u>を通して、次の事項を指導する。 ア <u>感じたことや想像したことから、表したいことを見付けて表すこと。</u> イ <u>好きな色を選んだり、いろいろな形をつくって楽しんだりしながら表すこと。</u> ウ <u>身近な材料や扱いやすい用具を手を働かせて使うとともに、表し方を考えて表すこと。</u></p> <p>B 鑑賞</p> <p>(1) <u>身の回りの作品</u>などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導する。 ア <u>自分たちの作品や身近な材料などを楽しく見ること。</u> イ <u>感じたことを話したり、友人の話を聞いたりするなどして、形や色、表し方の面白さ、材料の感じなどに気付くこと。</u></p> <p>〔共通事項〕</p> <p>(1) 「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。 ア <u>自分の感覚や活動を通して、形や色などをとらえること。</u> イ <u>形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。</u></p> <p>〔第3学年及び第4学年〕</p> <p>1 目標</p> <p>(1) 進んで表現したり鑑賞したりする態度を育てるとともに、<u>つくりだす喜びを味わうようにする。</u></p> <p>(2) 材料などから豊かな発想をし、<u>手や体全体を十分に働かせ、表し方を工夫し、造形的な能力を伸ばすようにする。</u></p> <p>(3) <u>身近にある作品</u>などから、よさや面白さを感じ取るようにする。</p> <p>2 内容</p> <p>A 表現</p> <p>(1) 材料や場所などを基に造形遊びをする活動を通して、次の事項を指導する。 ア <u>身近な材料や場所などを基に発想してつくること。</u> イ <u>新しい形をつくるとともに、その形から発想したりみんなで話し合っ</u>て考えたりしながらつくること。 ウ <u>前学年までの材料や用具についての経験を生かし、組み合わせたり、切っ</u>つないだり、形を変えたりするなどしてつくること。</p> <p>(2) 感じたこと、想像したこと、見たことを<u>絵や立体、工作に表す活動</u>を通して、次の事項を指導する。 ア <u>感じたこと、想像したこと、見たことから、表したいことを見付けて表すこと。</u> イ <u>表したいことや用途などを考えながら、形や色、材料などを生かし、計画を立てるなどして表すこと。</u></p>

<p>り、切ってつないだり、形を変えたりするなどして、手や体全体を十分に働かせ、活動を工夫してつくること。</p> <p>イ <u>絵や立体、工作に表す活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、手や体全体を十分に働かせ、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。</u></p> <p>B 鑑賞</p> <p>(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア <u>身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な美術作品、製作の過程などの造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。</u></p> <p>【共通事項】</p> <p>(1) 「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア <u>自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かること。</u></p> <p>イ <u>形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。</u></p> <p>【第5学年及び第6学年】</p> <p>1 目標</p> <p>(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を活用し、表し方などを工夫して、<u>創造的につくったり表したりすることができるようにする。</u></p> <p>(2) <u>造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、親しみのある作品などから自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。</u></p> <p>(3) <u>主体的に表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。</u></p> <p>2 内容</p> <p>A 表現</p> <p>(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア <u>造形遊びをする活動を通して、材料や場所、空間などの特徴を基に造形的な活動を思い付くことや、構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながら、どのように活動するかについて考えること。</u></p> <p>イ <u>絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たこと、伝え合いたいことから、表したいことを見付けることや、形や色、材料の特徴、構成の美しさなどの感じ、用途などを考えながら、どのように主題を表すかについて考えること。</u></p> <p>(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア <u>造形遊びをする活動を通して、活動に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具についての経験や技能を総合的に生かしたり、方法を組み合わせたりするなどして、活動を工夫してつくること。</u></p> <p>イ <u>絵や立体、工作に表す活動を通して、表現方法に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具などについての経験や技能を総合的に生かしたり、表現に適した方法などを組み合わせたりするなどして、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。</u></p> <p>B 鑑賞</p> <p>(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア <u>親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形などの造形的なよさや美しさ、表現の意図や特徴、表し方の変化などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること。</u></p> <p>【共通事項】</p> <p>(1) 「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア <u>自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解すること。</u></p> <p>イ <u>形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。</u></p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) <u>題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。</u></p> <p>←【新設】</p> <p>(2) <u>第2の各学年の内容の「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。ただし、「B 鑑賞」の指導については、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。</u></p> <p>(3) <u>第2の各学年の内容の【共通事項】は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。</u></p> <p>(4) <u>第2の各学年の内容の「A 表現」については、造形遊びをする活動では、(1)のア及び(2)のアを、絵や立体、工作に表す活動では、(1)のイ及び(2)のイを関連付けて指導すること。その際、(1)のイ及び(2)のイの指導に相当する授業時数については、工作に表すことの内容に相当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に相当する授業時数とおおそ等しくなるように計画すること。</u></p> <p>(5) <u>第2の各学年の内容の「A 表現」の指導については、適宜共同してつくりだす活動を取り上げるようにすること。</u></p>	<p>ウ <u>表したいことに合わせて、材料や用具の特徴を生かして使うとともに、表し方を考えて表すこと。</u></p> <p>B 鑑賞</p> <p>(1) <u>身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導する。</u></p> <p>ア <u>自分たちの作品や身近な美術作品や製作の過程などを鑑賞して、よさや面白さを感じ取ること。</u></p> <p>イ <u>感じたことや思ったことを話したり、友人と話し合ったりするなどして、いろいろな表し方や材料による感じの違いなどが分かること。</u></p> <p>【共通事項】</p> <p>(1) 「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア <u>自分の感覚や活動を通して、形や色、組み合わせなどの感じをとらえること。</u></p> <p>イ <u>形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。</u></p> <p>【第5学年及び第6学年】</p> <p>1 目標</p> <p>(1) <u>創造的に表現したり鑑賞したりする態度を育てるとともに、つくりだす喜びを味わうようにする。</u></p> <p>(2) <u>材料などの特徴をとらえ、想像力を働かせて発想し、主題の表し方を構想するとともに、様々な表し方を工夫し、造形的な能力を高めるようにする。</u></p> <p>(3) <u>親しみのある作品などから、よさや美しさを感じ取るとともに、それらを大切にするようにする。</u></p> <p>2 内容</p> <p>A 表現</p> <p>(1) 材料の場所などの特徴を基に<u>造形遊びをする活動</u>を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア <u>材料や場所などの特徴を基に発想し想像力を働かせてつくること。</u></p> <p>イ <u>材料や場所などに進んでかかわり合い、それらを基に構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながらつくること。</u></p> <p>ウ <u>前学年までの材料や用具などについての経験や技能を総合的に生かしてつくること。</u></p> <p>(2) <u>感じたこと、想像したこと、見たこと、伝え合いたいことを絵や立体、工作に表す活動を通して、次の事項を指導する。</u></p> <p>ア <u>感じたこと、想像したこと、見たこと、伝え合いたいことから、表したいことを見付けて表すこと。</u></p> <p>イ <u>形や色、材料の特徴や構成の美しさなどの感じ、用途などを考えながら、表し方を構想して表すこと。</u></p> <p>ウ <u>表したいことに合わせて、材料や用具の特徴を生かして使うとともに、表現に適した方法などを組み合わせる表すこと。</u></p> <p>B 鑑賞</p> <p>(1) <u>親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導する。</u></p> <p>ア <u>自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、暮らしの中の作品などを鑑賞して、よさや美しさを感じ取ること。</u></p> <p>イ <u>感じたことや思ったことを話したり、友人と話し合ったりするなどして、表し方の変化、表現の意図や特徴などをとらえること。</u></p> <p>【共通事項】</p> <p>(1) 「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア <u>自分の感覚や活動を通して、形や色、動きや軌行きなどの造形的な特徴をとらえること。</u></p> <p>イ <u>形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。</u></p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(3) <u>第2の各学年の内容の「B 鑑賞」の指導については、「A 表現」との関連を図るようにすること。ただし、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。</u></p> <p>(1) <u>第2の各学年の内容の【共通事項】は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。</u></p> <p>(2) <u>第2の各学年の内容の「A 表現」の(2)の指導に相当する授業時数については、工作に表すことの内容に相当する授業時数とおおそ等しくなるように計画すること。</u></p> <p>(4) <u>第2の各学年の内容の「A 表現」の指導については、適宜共同してつくりだす活動を取り上げるようにすること。</u></p>
---	---

<p>(6) 第2の各学年の内容の「B鑑賞」においては、自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえて指導すること。←【新設】</p> <p>(7) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定などを行うなどの工夫をすること。</p> <p>(8) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。 ←【新設】</p> <p>(9) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 児童が個性を生かして活動することができるようにするため、<u>学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。</u></p> <p>(2) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、児童が〔共通事項〕の<i>ア</i>と<i>イ</i>との関わりに気付くようにすること。←【新設】</p> <p>(3) 〔共通事項〕の<i>ア</i>の指導に当たっては、次の事項に配慮し、必要に応じて、その後の学年で繰り返し取り上げること。←【新設】</p> <p><i>ア</i> 第1学年及び第2学年においては、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。</p> <p><i>イ</i> 第3学年及び第4学年においては、形の感じ、色の感じ、それらの組み合わせによる感じ、色の明るさなどを捉えること。</p> <p><i>ウ</i> 第5学年及び第6学年においては、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。</p> <p>(4) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見だし、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うようにすること。←【新設】</p> <p>(5) 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。←【新設】</p> <p>(6) 材料や用具については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、<u>当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。</u></p> <p><i>ア</i> 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いること。</p> <p><i>イ</i> 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、くぎ、小刀、使いやすしのこぎり、金づちなどを用いること。</p> <p><i>ウ</i> 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いること。</p> <p>(7) 各学年の「A表現」の(1)の<i>イ</i>及び(2)の<i>イ</i>については、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにすること。</p> <p>(8) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。</p> <p>(9) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点として、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること。</p> <p>(10) コンピュータ、カメラなどの情報機器を利用することについては、表現や鑑賞の活動で使う用具の一つとして扱うとともに、必要性を十分に検討して利用すること。←【新設】</p> <p>(11) 創造することの価値に気付き、自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切に育てる態度を養うようにすること。また、こうした態度を養うことが、美術文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。←【新設】</p> <p>3 造形活動で使用する材料や用具、活動場所については、安全な扱い方について指導する、事前に点検するなどして、<u>事故防止に留意するものとする。</u></p> <p>4 校内の適切な場所に作品を展示するなどし、平素の学校生活においてそれを鑑賞できるよう配慮するものとする。また、学校や地域の実態に応じて、校外に児童の作品を展示する機会を設けるなどするものとする。</p>	<p>(5) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。</p> <p>(6) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 個々の児童が個性を生かした活動ができるようにするため、<u>学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。</u></p> <p>(3) 材料や用具については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、<u>当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。</u></p> <p><i>ア</i> 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いることとし、児童がこれらに十分に慣れることができるようにすること。</p> <p><i>イ</i> 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、くぎ、小刀、使いやすしのこぎり、金づちなどを用いることとし、児童がこれらを適切に扱うことができるようにすること。</p> <p><i>ウ</i> 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いることとし、児童が表現方法に応じてこれらを活用できるようにすること。</p> <p>(2) 各学年の「A表現」の(2)については、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにすること。</p> <p>(5) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。</p> <p>【第1学年及び2学年「B鑑賞」(1)より移行】</p> <p><i>イ</i> 感じたことを話したり、友人の話の聞いたりするなどして、形や色、表し方の面白さ、材料の感じなどに気付くこと。</p> <p>【第3学年及び4学年「B鑑賞」(1)より移行】</p> <p><i>イ</i> 感じたことや思ったことを話したり、友人と話し合ったりするなどして、いろいろな表し方や材料による感じの違いなどが分かること。</p> <p>【第5学年及び6学年「B鑑賞」(1)より移行】</p> <p><i>イ</i> 感じたことや思ったことを話したり、友人と話し合ったりするなどして、表し方の変化、表現の意図や特徴などをとらえること。</p> <p>【第3の2より移行】</p> <p>(4) <u>事故防止に留意すること。</u></p> <p>3 校内の適切な場所に作品を展示するなどし、平素の学校生活においてそれを鑑賞できるよう配慮するものとする。</p>
--	--